

次の対象区域において，建築基準法第 8 6 条の 5 第 2 項の規定に基づく認定の取消しをいたしましたので，同条第 4 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成 2 6 年 1 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
1 1 - 0 1 3	平成 2 6 年 1 月 2 7 日	京都市伏見区桃山町泰長老 1 7 6 番 1 及び同区常盤町 4 0 番

2 縦覧期間

京都市の休日を守る条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで(ただし，正午から午後 1 時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)